

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2025年12月19日現在

～2025年12月18日

2025年12月19日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT)	Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT)
第1章～第3章 (略)	第1章～第3章 (略)
別紙1 IoT Connect提供条件等 1 (略) 2 各メニュー等の提供条件等 (1) IoT Connect Mobile Type S A 提供条件 (A)～(B) (略) (C) プロファイルに係るもの 1～2 (略) 3 当社は、次の事項をプロファイル切替無プランに適用します。 (1)～(3) (略) (4) 契約者が発注したSIMカード（付加機能のマルチアクセスSIM機能を利用するSIMカードを除きます。）について、プロファイルがSIMカードに割り当てられた日の翌月を1料金月目として、12料金月目までに契約者がそのSIMカードに係るプロファイルの開通処理を行わなかった場合、13料金月目の初日に、当社は、そのSIMカードに係るプロファイルをインターネット接続タイプの従量プランとして開通処理を行います。この場合において、プロファイルステータスは未開通から利用中に変更されるものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。	別紙1 IoT Connect提供条件等 1 (略) 2 各メニュー等の提供条件等 (1) IoT Connect Mobile Type S A 提供条件 (A)～(B) (略) (C) プロファイルに係るもの 1～2 (略) 3 当社は、次の事項をプロファイル切替無プランに適用します。 (1)～(3) (略) (4) 契約者が発注したSIMカード（付加機能のマルチアクセスSIM機能を利用するSIMカードを除きます。）について、プロファイルがSIMカードに割り当てられた日の翌月を1料金月目として、12料金月目までに契約者がそのSIMカードに係るプロファイルの開通処理を行わなかった場合、13料金月目の初日に、当社は、そのSIMカードに係るプロファイルをインターネット接続タイプの従量プランとして開通処理を行います。この場合において、プロファイルステータスは未開通から利用中に変更されるものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。 <u>※2025年12月19日以降に発注の場合、この開通処理は適用されないものとします。ただし、当社は事前に通知の上、SIMを廃止する権利を有します。</u>
4 (略) (D)～(H) (略)	4 (略) (D)～(H) (略)

Smart Data Platformサービス利用規約_IoT別冊 【現改比較表】 2025年12月19日現在

～2025年12月18日	2025年12月19日～
(I) その他 <p>当社は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）に基づき、契約者（MVNOである者に限ります。）の名称等を総務大臣に報告するものとします。</p>	(I) その他 <p>a 当社は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）に基づき、契約者（MVNOである者に限ります。）の名称等を総務大臣に報告するものとします。 b 本契約にて提供する回線を用いてMVNO事業を行う場合、事業開始・変更時に当社にMVNO事業を行う事を報告するものとします。報告方法は、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）の定めに基づきます。</p>
B (略)	B (略)
別紙2 (略)	別紙2 (略) 別紙3 docomo business SIGN提供条件等
	別紙3 別添 セキュリティヘルプデスク